⑿　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tadao Iwatate, Vice Director General, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : The upper part and fundamental construction of Nabeta wharf in port of Nagoya

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 16 : 00　14 June 2010

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　10 August 2010 (tenders brought with 14 : 00 10 August 2010 or submitted by mail 14 : 00 10 August 2010)

⑹　Contact point for tender documentation : Daiji Kobayashi, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 2 Tsukiji-cho, Minato-ku, Nagoya-city, Aichi-pref 455―8545 Japan. TEL 052―651―6264

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 5 月 14 日

契約担当官

近畿地方整備局長　上総　周平

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事の概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　自動車検査近畿検査部検査棟建築工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　大阪府寝屋川市高宮栄町12―１

⑷　工事概要　検査場　鉄骨造　平屋建（地下１階）延べ面積　2,708㎡　新築１棟、屋外排水設備、舗装、植栽　新設・改修一式　取り壊し一式

⑸　工期　平成23年11月15日まで

⑹　使用する主要な資機材　鉄筋　294ｔ、コンクリート　2,448㎥、鉄骨　377ｔ

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成７年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記１）から５）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

１）建物用途

下記のａ）、ｂ）又はｃ）の用途

ａ）自動車検査場又は自動車修理工場

ｂ）自動車検査場又は自動車修理工場の合計面積が下記４）の建物規模以上ある複合用途建築物

ｃ）建物内の自動車検査場、自動車修理工場、コンテナ・貨物倉庫又は駐車場の合計面積が過半を超える施設

２）構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

３）階数　地上１階以上

４）建物規模　延べ面積2,000㎡以上

５）上記１）から４）は同一工事の実績であること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成７年度以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成７年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記６）から９）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

６）建物用途

下記のａ）、ｂ）又はｃ）の用途

ａ）自動車検査場又は自動車修理工場

ｂ）自動車検査場又は自動車修理工場の合計面積が下記８）の建物規模以上ある複合用途建築物

ｃ）建物内の自動車検査場、自動車修理工場、コンテナ・貨物倉庫又は駐車場の合計面積が過半を超える施設

７）構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

８）建物規模　延べ面積1,000㎡以上

９）上記６）から８）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

１）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成７年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記⑸１）から５）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

３）配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記１）から４）までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記１）及び４）の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

また、上記２）の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。